

西東京市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の概要 について

1 目的

国では電子政府、電子自治体の構築を目指し、数々の施策を展開しておりますが、その中で、行政機関に係る申請や届出などの手続に関し、情報通信の技術（インターネット）を利用して行うことができるようにするための法律を定めております。

本市でも、市民の皆様の利便性の向上を図るため、必要に応じて個々の規定の中で、申請、届出などの手続に関し、情報通信の技術を利用して行うことができる旨を定めてまいりました。

今後、マイナンバーカードを活用して様々な申請や届出などの手続きが情報通信の技術を利用して行っていく（国が平成 29 年秋頃に本格運用を予定している「マイナポータル」を利用した子育てワンストップサービスの導入等）ことなどから、本市におきましても、条例を制定し、各手続の根拠条例または規則で書面により行うことになっている場合でも、電子的に申請や届出などの手続きを行うことができるよう整備するものです。

2 条例の概要

(1) 目的

条例の目的について

(2) 定義

条例等、市の機関、書面等、署名等、電磁的記録、申請等、処分通知等、縦覧等、作成等、手続等 について

(3) 電子情報処理組織による申請等

申請等について条例または規則等で書面により行うこととしているものであっても、電子計算機を使用して行うことができること

(4) 電子情報処理組織による処分通知等

処分通知について条例または規則等で書面により行うこととしているものであっても、電子計算機を使用して行うことができること

(5) 電磁的記録による縦覧等

縦覧等について条例または規則等で書面により行うこととしているものであっても、電子計算機を使用して行うことができること

(6) 電磁的記録による作成等

作成等について条例または規則等で書面により行うこととしているものであっても、電子計算機を使用して行うことができること

(7) 手続等に係る情報システムの整備等

情報通信の技術の利用の促進について、また安全性及び信頼性の確保について

(8) 手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表

情報通信の技術の利用に関する状況を公表すること